

東京都北区

マンション劣化診断調査費用助成事業のご案内

「経年により、建替か修繕（改修）かを検討している。その判断材料として、建物の劣化状況を確認したい。」とお考えの管理組合に、「劣化診断（老朽度判定調査）」を実施する際の費用の一部を助成します。

助成金額

劣化診断（老朽度判定調査）に要した費用の20%（限度額20万円）を助成します。

申請者

北区内にある分譲マンションの管理組合理事長です。

対象建物の要件

建築後10年以上経過した分譲マンション。
なお、この助成を受けた場合、次回申請することが出来るのは10年を経過してからとなります。
延べ床面積の2分の1以上が居住の用に供されていることも必要です。

調査範囲

助成対象の調査範囲は、対象マンションの以下の範囲内に限定されます。

1. 外壁、内壁、天井、床などの住宅本体に関する調査。
2. 手すり、扉、階段、配管などの鉄製品に関する調査
3. 屋上または屋根、バルコニー、外部廊下などの防水に関する調査。
4. 給水管及び排水管に関する調査（高架水槽、受水槽を含む）
5. 電気、ガス、通信、エレベーター等の設備に関する調査
6. その他、区長が（助成することが）適当と認める調査 ※事前相談が必要です。

《相談及び申込先》 東京都北区まちづくり部住宅課住宅計画係

〒114-8508

東京都北区王子本町 1-15-22 北区役所第二庁舎3階◎番窓口

直通電話 03(3908)9201



City of Kita

手続きの流れ

【事前】

- ①事前に北区（住宅課）へご相談下さい。
- ②助成承認申請の書類を区へ提出して下さい。（4月～10月の間）
☆重要☆ 承認前に「契約」「調査実施」した場合は、助成できません。
助成承認申請から助成金交付申請までを同一年度内に行う必要があります。

【助成対象承認後】

- ③区から申請者へ承認の書類（「マンション劣化診断調査費用助成対象審査結果通知書」（第2号様式））が送付されます。

【契約・調査実施】

【実施後】

- ④助成金交付申請の書類を区へ提出して下さい。（4月～11月の間）
- ### 【助成金交付決定後】
- ⑤区から申請者へ交付決定の書類（「マンション劣化診断調査費用助成金交付結果通知書」（第7号様式））が送付されます。
 - ⑥助成金が管理組合理事長名義の口座へ入金されます。

実施前		
必 要 書	(1) 「マンション劣化診断調査費用助成承認申請書」（第1号様式）	
	(2) 居住部分の申立書（居住部分以外の店舗等の有無の確認。）	
	(3) 管理組合総会議事録のコピー（管理組合総会で、本件制度を活用する旨議決した記載のあるもの。）	
	(4) 申請者が理事長であることを確認できる書類のコピー	
	(5) 劣化診断調査に要する費用が確認できる見積書のコピー（発行者の押印があり、申請日現在有効なもので、調査項目とその具体的な内容が判る内訳書、函面を添付したもの。）	
	(6) 建築後10年を経過していることが確認できる書類（検査済証のコピー、建物の全部事項証明書など。）	
実施後		
類	(7) 「マンション劣化診断調査費用助成金交付申請書」（第6号様式）	
	(8) 「マンション劣化診断調査費用助成事業報告書」（様式ア）	
	(9) 「マンション劣化診断調査費用助成対象審査結果通知書」（第2号様式）のコピー	
	(10) 「マンション劣化診断調査費用助成金請求書」（第8号様式）	
	(11) 「支払金口座振替依頼書」	
	(12) 劣化診断（老朽度判定調査）結果報告書のコピー（発行日以降6カ月以内のもの）。	
	(13) 劣化診断（老朽度判定調査）契約書のコピー	
	(14) 劣化診断（老朽度判定調査）領収証のコピー	
	※ (7) (8) (10) (11) については、「事業承認」の通知とともに送付します。	

その他

1. 総会による議決

マンション管理組合総会において、「北区のマンション劣化診断調査費用助成事業」の助成を活用することを議決し、その旨が議事録に掲載されていることが必要となります。

2. 申請期間

「助成承認申請」は4月～10月の間に行う必要があります。また、「助成金交付申請」は助成対象承認と同一年度内（4月～11月）に行う必要があります。

3. 事前相談と申請

事前相談は、どなたでもできます。ただし、申請は原則として申請者ご自身が窓口にお越し下さい。やむを得ず申請者本人がお越しになれない場合は、事前にご相談下さい。

承認後に申請内容の変更を行う場合や、申請の取り下げを行う場合は、別途届け出が必要となります。

4. 助成金の不交付、返還

次の場合、助成金は交付されません。また、既に助成金を受け取った場合は返還していただきます。

- 関係法令に違反したとき。
- 虚偽の申し込み等により、助成対象承認決定を受けたとき。
- 実際に調査を行わないで助成金を受け取ったとき。
- 不正な行為によって申請を行ったとき。

